

岐阜県公報

第二千三百六十四号
平成二十四年七月二十日
(金曜日)

目次

告 示

- 土地収用法に基づく事業の認定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 建築基準法に基づく道路の位置指定
- 保安林の指定予定

公 示

- もとす広域連合の規約の変更の届出
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 介護保険指定居宅サービス事業所の指定
- 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 公共測量の実施
- 落札者等に関する公示

(用 地 課) 四九七^{ページ}
(道路維持課) 四九八
(同) 五〇〇
(建築指導課) 五〇〇
(郡上農林事務所) 五〇一

(市 町 村 課) 五〇二
(環境生活政策課) 五〇二
(高齢福祉課) 五〇二
(同) 五〇三
(同) 五〇三
(同) 五〇三
(同) 五〇四
(同) 五〇四
(商業流通課) 五〇五
(用 地 課) 五〇五
(会 計 課) 五〇六

告 示

岐阜県告示第三百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

坂祝町

二 事業の種類

坂祝町東館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉字大門屋敷地内（以下「本件起業地」という。）

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について
申請に係る事業は、坂祝町が事業主体となり、本件起業地に坂祝町東館駐車場を整備するもので、法第三条第三十二号に該当すると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

坂祝町は第五次総合計画において「健全な心身を育むまち」を達成したい姿として、スポーツ・文化・学習活動の活発なまちづくりを推進している。その計画推進のための拠点施設の一つである東館は、バレーコート、バドミントンコート、卓球台及び会議室を有しており、スポーツ及び文化活動の場として、多数の方に利用されている。

しかしながら、坂祝町内においては、自家用車での移動が不可欠であり、東館の利用者についても自家用車での来館がほとんどであるにもかかわらず、駐車可能台数が十四台しかないため、慢性的な駐車場不足となっており、周辺道路での違法駐車や駐車待ちの渋滞など様々な問題が生じている。坂祝町としても、自家用車の利用が多数見込まれる日には、自家用車の乗り合いやバス等での来館を促すとともに、施設の利用制限を行っているが、根本的な対応策とはなっていない。本件事業が完成することにより、駐車待ちによる渋滞や騒音の緩和など周辺環境の改善に効果があると考えられるとともに、施設の利用制限の弊害を取り除くことができるため、スポーツ及び文化活動が活性化すると考えられる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は無く、希少な動植物の存在も確認されていないため、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、東館周辺の三案について、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、駐車待ちによる渋滞や騒音の緩和など、周辺環境の改善が期待できるとともに、施設の利用制限の弊害が取り除かれるために、スポーツ及び文化活動が活性化することが期待できる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

5 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

坂祝町役場総務課

岐阜県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
二百五十六号		路線名	
岐阜市大宮町二丁目一八番二地先地内		区間	
後	前	区域変更前後別	
二五・七五 四三・七〇	二七・五〇 三六・〇五	敷地の幅員(メートル) ル	
六・三六	六・三六	延長(メートル) ル	
		備考	

岐阜県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
多治見線 八百津線		路線名	
	多治見市住吉町四丁目二〇番地先から 同市同町五丁目六番一地先まで	区間	
	前	区域変更前後別	
	二一・〇〇 三三・〇〇	敷地の幅員(メートル)	
	三三・〇〇	延長(メートル)	
		備考	

多治見市住吉町四丁目一五番二地先から 同市同町五丁目六番一地先まで		後	三・〇〇 二九・五	三三・〇	起点変更
--------------------------------------	--	---	--------------	------	------

岐阜県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
明白 宝島線		路線名	
郡上市白鳥町野添字乙江 三番四地先から 同市同町同字城下 四四五番六地先まで		区 	

岐阜県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
二百五十六号		路線名	
下呂市保井戸字井ノ上三六三番地先から		区間	
同市同字同三番地先まで			
後	前	区域変更前後別	
四・〇 一〇〇・〇	四・〇 六五・〇	敷地の幅員 ル(メートル)	
一一・〇	一一・〇	延長 ル(メートル)	
		備考	

西濃建築事務所					山県市大字高富字中島四七六番五	五・〇〇	二七・二三	同	五・二〇
瑞穂市本田字三ノ改田一五三〇番四					四・八八	三・八二	同	五・二五	
羽島市竹鼻町狐穴字光浄寺八九三番四					四・〇一	三三・〇〇	同	五・二九	
山県市大字高富字夜鳥九〇八番三					五・〇〇	四・七六	同	六・八	
瑞穂市穂積字中原一六〇二番九					五・〇〇	四・九〇	同	六・六	
羽島市正木町曲利字水溜六三七番五 六四三番六及び同市同町曲利字西ノ 畑五四二番二三					四・元	一四・六五	同	六・四	
同 市同 町曲利字水溜六三六番九					四・五〇	八・〇九	同		
瑞穂市横屋字中吹四三三番八					四・〇七	三三・四一	同	六・九	
羽島郡岐南町伏屋八丁目一〇番四					四・〇三	四・九五	同	六・二六	
西濃建築事務所									
位 置					幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指 月日定	
不破郡垂井町字金福寺一〇二六番四					五・〇〇	三三・二五	西建築第一 二五号	平成 二四・四・七	
海津市海津町平原字貫川一七八九番 四					五・〇〇	五・六七	西建築第一 二五号の二	同 五・八	
中濃建築事務所									
位 置					幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指 月日定	
美濃加茂市牧野字東馬串三〇六〇番 四及び三〇六一番四					六・〇〇	五・六	中建築第三 七号	平成 二四・五・二	
関市巾二丁目一〇八番一〇					五・〇〇	三三・四三	中建築第三 七号の二	同 五・三	
美濃市字東上野二八八一番一七一及 び同番一七四					六・〇〇	二五・七	中建築第三 七号の三	同 五・六	
美濃加茂市加茂野町今泉字宮田五六 五番四					五・〇〇	三三・〇二	中建築第三 七号の四	同 六・七	

東濃建築事務所

同 市同	町今泉字竹代八五 五番四	六・〇〇	三三・二	中建築第三 七号の五	同 六・一三
------	-----------------	------	------	---------------	--------

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
郡上市八幡町入間字焼山三六六二

二 指定の目的
落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十六号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。 平成二十四年七月二十日 岐阜県知事 古 田 肇 一 保安林予定森林の所在場所 郡上市高鷲町鮎立字猪首二九四二の一、二九四四の二 二 指定の目的 落石の危険の防止 三 指定施業要件 （一）立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は次のとおりとする。 （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）			
公 示 ○もとす広域連合の規約の変更の届出 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定によりもとす広域連合長から届出のあったもとす広域連合の規約の変更については、平成二十			
四年七月六日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。 平成二十四年七月二十日 岐阜県知事 古 田 肇 ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。 平成二十四年七月二十日 岐阜県知事 古 田 肇 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月二日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すまいるはつす 三 代表者の氏名 河田 道敏 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市東改田三六九番地 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して地域生活支援に関する事業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域の中に確立し、地域福祉の増進を図るとともに、社会全体の利益に寄与することを目的とする。			
○介護保険指定居宅サービス事業所の指定 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。 平成二十四年七月二十日 岐阜県知事 古 田 肇			
事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類 年指定 月日

株式会社クリ エート	きらら介護サ ービス	岐阜県羽島郡笠松町米野字 高瀬七八一番地の八	訪問介護	平成 二四・六・一
株式会社ゆず	訪問介護こぞ ん庵	岐阜県多治見市虎溪山町六 丁目一五番地	訪問介護	平成 二四・六・一
株式会社イー ・ニーズ	あいあるヘル パースーショ ン	岐阜県多治見市大畑町二 八〇	訪問介護	平成 二四・六・一
合同会社おひ さま	デイサービス 茶話本舗中津 川	岐阜県中津川市駒場字大岩 一六三〇―一五二	通所介護	平成 二四・六・一
合同会社おひ さま	デイサービス おひさま	岐阜県中津川市中一色町三 番一四号三洋堂ビル1F	通所介護	平成 二四・六・一
株式会社和合 地所	でいさーびず 和	岐阜県瑞浪市稲津町萩原一 〇六一	通所介護	平成 二四・六・一
株式会社森住 建	レッツ倶楽部 いけだ	岐阜県揖斐郡池田町八幡二 五一八番地二	通所介護	平成 二四・六・一
株式会社茶 寮	デイサービス かわまた茶 寮	岐阜県加茂郡白川町河岐一 七二九番地の五	通所介護	平成 二四・六・三
有限会社ウス イ	リハデイゆう ゆう	岐阜県大垣市波須二丁目四 五番地一	通所介護	平成 二四・六・二
有限会社ウス イ	ショートステ イゆうゆう	岐阜県大垣市波須二丁目四 五番地一	短期入所 生活介護	平成 二四・六・二

○介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十

八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人俊愛 会	乾医院	岐阜県関市武芸川町高野字 四反田五九〇番地の一	短期入所 療養介護	平成 二四・三・三
介護国宝合同 会社	介護事業所 国宝	岐阜県本巣市下真桑八〇〇 番地五	訪問介護	平成 二四・四・二四
有限会社介護 社	有限会社介護 社訪問看護ス テーション	岐阜県加茂郡川辺町西栃井 一二五九番地九	訪問看護	平成 二四・六・三〇
有限会社介護 社	有限会社介護 社訪問看護ス テーション	岐阜県加茂郡川辺町西栃井 一二五九番地九	居宅療養 管理指導	平成 二四・六・三〇
有限会社コス モス薬局	デイサービス コスモス	岐阜県本巣郡北方町高屋伊 勢田一丁目八三番地	通所介護	平成 二四・六・三〇
株式会社コス モス薬局	ヘルパースー ションコスモ ス	岐阜県本巣郡北方町高屋伊 勢田一丁目八三番地	訪問介護	平成 二四・六・三〇

○介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六條第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社クリ エート	きらら介護サ ービス	岐阜県羽島郡笠松町米野字 高瀬七八一番地の八	介護予防 訪問介護	平成 二四・六・一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社サン ボーコーボレ ーション	居宅介護支援 事業所さんぼ ー	岐阜県本巣郡北方町高屋白 木二一四一	居宅介護 支援	平成 二四・六・一
株式会社MH SL	飛騨古川居宅 介護支援事業 所	岐阜県飛騨市古川町高野三 三六番地一	居宅介護 支援	平成 二四・六・一
株式会社蓮 の郷	ケアプラン あかつき	岐阜県大垣市世安町一丁目 四五番地一	居宅介護 支援	平成 二四・六・一
社会福祉法人 浩仁会	居宅介護支援 事業所IB (アイビー)	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 六五七番地一	居宅介護 支援	平成 二四・六・一
株式会社あん しんケアセン ター	あんしんケア センター居宅 介護支援事業 所	岐阜県下呂市金山町金山二 六三三番地ヤマタ鍼灸院内	居宅介護 支援	平成 二四・六・四

。介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 月 日 止
----------------	--------	---------	-------------	------------------

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
株式会社ゆず ・ニース	訪問介護ござ ん庵	岐阜県多治見市虎溪山町六 丁目一五番地	介護予防 訪問介護	平成 二四・六・一
株式会社イー ・ニース	あいあるヘル パースーショ ン	岐阜県多治見市大畑町二丁 八〇	介護予防 訪問介護	平成 二四・六・一
合同会社おひ さま	デイサービス おひさま	岐阜県中津川市中一色町三 番一四号三洋堂ビル1F	介護予防 通所介護	平成 二四・六・一
株式会社和合 地所	でいさーびず 和	岐阜県瑞浪市稲津町萩原一 〇六一	介護予防 通所介護	平成 二四・六・一
株式会社森住 建	レッツ倶楽部 いけだ	岐阜県揖斐郡池田町八幡二 五一八番地二	介護予防 通所介護	平成 二四・六・一
株式会社茶 寮	デイサービス かわまた茶 寮	岐阜県加茂郡白川町河岐一 七二九番地の五	介護予防 通所介護	平成 二四・六・三
有限会社ウス イ	リハデイゆう ゆう	岐阜県大垣市波須二丁目四 五番地一	介護予防 通所介護	平成 二四・六・二
有限会社ウス イ	ショートステ イゆうゆう	岐阜県大垣市波須二丁目四 五番地一	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二四・六・二

。介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

医療法人俊愛会	乾医院	岐阜県関市武芸川町高野字四反田五九〇番地の一	介護予防短期入所療養介護	平成二四・三・三
介護国宝合同会社	介護事業所国宝	岐阜県本巢市下真桑八〇〇番地五	介護予防訪問介護	平成二四・四・四
有限会社介護社	有限会社介護社訪問看護ステーション	岐阜県加茂郡川辺町西板井二二五九番地九	介護予防訪問看護	平成二四・六・三〇
有限会社介護社	有限会社介護社訪問看護ステーション	岐阜県加茂郡川辺町西板井二二五九番地九	介護予防居宅療養管理指導	平成二四・六・三〇
有限会社コスモス薬局	デイサービスコスモス	岐阜県本巢郡北方町高屋伊勢田一丁目八三番地	介護予防通所介護	平成二四・六・三〇
株式会社コスモス薬局	ヘルパーステーションコスモス	岐阜県本巢郡北方町高屋伊勢田一丁目八三番地	介護予防訪問介護	平成二四・六・三〇

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 届出年月日
平成二十四年七月九日
- 届出者の氏名又は名称
株式会社PLANT
- 建物の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT-6 瑞穂店
瑞穂市犀川五丁目三八番地
- 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
（変更前）瑞穂市犀川堤外土地地区画整理事業地 外
（変更後）瑞穂市犀川五丁目三八番地

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 作業機関
高山市
- 作業種類
公共測量（都市計画基本図修正）
- 作業期間
平成二十四年六月二十八日から
同 二十五年三月八日まで
- 作業地域
高山市（高山都市計画区域）

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年七月二十日

岐阜県政務 古 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察放置駐車違反管理システム 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年 5 月 1 日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成24年 6 月12日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
日立キャピタル株式会社
執行役 川部 誠治
- 6 契約金額 125,930,700円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

平成二十四年七月二十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社